

個人住民税の特別徴収推進強化宣言

～特別徴収一斉指定の実施～

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、給与所得者に係る個人住民税を特別徴収することが地方税法に定められていますが、制度の理解が進まなかったこともあり、まだ未実施の事業主の方もおられます。

個人住民税の特別徴収は、給与支払者である事業主の方が、納税者である従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引いて納入するため、従業員の方にとっては、利便性の向上と1回あたりの税負担が軽減されるとともに、納付忘れなども防止できます。

福岡県と県内全市町村は、納税者の利便性向上と税負担の公平性を確保するとともに、住民の方々の豊かで健康な暮らしを支える行政サービスに必要な財源を安定的に確保するため、互いに連携・協力しながら、次のとおり特別徴収の推進強化に取り組むことを宣言します。

福岡県内全市町村は、平成29年度課税分から個人住民税の特別徴収を徹底するため、原則として全ての事業主に対して、特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を一斉に実施します。

平成27年9月3日
福岡県地方税収対策本部
福岡県市町村税務連絡協議会連合会
(福岡県・県内全60市町村)